

会員規約

第1条 総則

一般社団法人ジャパンアイブロウライセンス協会（以下、「協会」という）は、会員制度を設け、その運営等について本規約を定める

第2条 会員

本協会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員（社員）：一般社団法人法に基づく法人の構成員であり、総会における議決権を有する。正会員は、個人または法人とする。
2. 一般会員：協会の目的に賛同し、所定の手続きを経て登録された制度上の会員であり、協会の提供するサービス・資格等を利用できる。議決権は有しない。
3. 賛助会員：本協会の活動を賛助・支援する目的で入会した法人または個人であり、議決権は有しない。

第3条 会員の入会手続

会員としての入会を希望する者は、当協会所定の入会申込書を提出し、あわせて所定の入会金を指定された期限内に納入しなければならない

第4条 会費

会費の額は、協会が別に定める「会費・認定料規程」に基づくものとする

第5条 入会の不承認

次の各号のいずれかに該当する場合には、協会は当該入会申込を承認しないことがある。

1. 過去に本協会の定款または規程に違反し、除名処分その他の処分を受けた者
2. 入会申込書の記載事項に虚偽、誤記、または記入漏れがあると認められる者
3. その他、協会の目的および運営に著しく支障をきたすと認められる者

第6条 会員の義務

1. 会員は、本協会の目的を理解し、これに賛同するとともに、協会の活動に積極的に協力しなければならない
2. 会員は、毎年、別に定める会費・認定料規程に従い、年会費を期限内に納入しなければならない

3. 会員は、氏名・住所・連絡先、または法人・団体名等の登録情報に変更が生じた場合、速やかに協会へ届け出なければならない

第7条 情報の取り扱いに関する禁止事項

会員は、協会から提供された資料や情報（テキスト、画像、動画、ノウハウ、ロゴなど）について、協会の許可なくコピー・販売・公開・送信したり、自分や第三者の権利として登録すること（例：商標やデザインとしての登録）を禁止する。これらの情報は、あくまで会員本人の学習や活動支援の範囲内で使用するものとする

第8条 会員資格の喪失

会員が次のいずれかに該当した場合、その資格は自動的に喪失される。

1. 協会に所定の退会届を提出したとき
2. 会員本人が死亡または失踪宣告を受けたとき
3. 法人または団体である会員が解散したとき
この場合、合併または組織変更により存続または新設された法人等が引き続き会員資格を希望し、かつ協会が承認したときは、その資格の継承を認めることがある
4. 会費の納入を6カ月以上滞納したとき

第9条 退会

会員は、任意に退会することができる。退会を希望する場合は、協会所定の退会届を提出しなければならない。なお、すでに納入された入会金および年会費は、いかなる場合も返金しない

第10条 除名

会員が次のいずれかに該当すると認められる場合、協会は総会の議決を経て、その会員を除名することができる。除名された場合、納入済みの年会費等は返金されず、また資格の第三者への継承はできない。

1. 本協会の定款または本規約に違反したとき
2. 第6条に定める会員の義務に反する行為を行ったとき
3. 故意または重大な過失により、協会の名誉や信用を著しく傷つけたとき、または協会の目的に反する行為を行ったとき

第11条 再入会

第8条、第9条、第10条の規定により会員資格を喪失した者であっても、協会が再入会を認めた場合は、再び入会することができる。この場合、入会にあたっては改めて所定の入会金および年会費を納入しなければならない

第12条 その他

1. その他、本規約の改訂並びに本規約に該当しない事項については、社員総会の決定をもって討議し定めるものとする。なお、本規約は予告なく追加・変更することがある

附則（成長段階別会員優遇措置）

第1条 会員区分

会員は、入会時期に応じて以下の区分に分類されるものとする。

1. パイオニアメンバー：2026年11月末日までに入会した者
2. グロースメンバー：2026年12月1日から2028年11月末日までに入会した者
3. スタンダードメンバー：2028年12月1日以降に入会した者

第2条 会費の特例措置

各メンバー区分における会費・認定料の額は、別に定める「会費・認定料規程」に準じて設定される。パイオニアメンバーおよびグロースメンバーに対しては、各期に定めた特例会費・認定料を適用する

第3条 特例措置の適用期間

1. 原則：パイオニアメンバーおよびグロースメンバーに対する会費規程優遇措置は、永年適用とする
2. 例外：協会の経済的事情または制度改訂の必要性が生じた場合には、総会の議決を経て内容を変更することができる

第4条 定義および決定

会員の区分の適用判断、対象者の認定および特例の適用可否については、社員総会の決議により最終的に定める

本附則は2025年6月1日より施行する

【細則】

協会デジタルバッジ細則

第1条 総則

協会の発行するデジタルバッジ証明書の使用に関して、必要な事項を定める

1. 使用範囲

広告・印刷物・ホームページ・SNS 等でアイブロウライセンス資格認定のデジタルバッジ表記及び、JEBLA ロゴマークの使用が可能

2. 表記方法

—協会の正式表記— 「一般社団法人ジャパンアイブロウライセンス協会」

—協会の略式表記— 「(一社) ジャパンアイブロウライセンス協会」 「JEBLA」

—公認アイブロウデザイナー正式表記— 「公認アイブロウデザイナー」

—認定サロン正式表記— 「JEBLA 認定サロン」

—アイブロウライセンス正式表記— 「JEBLA アイブロウライセンス」

—アイブロウライセンス検定正式表記— 「アイブロウワキシング検定」

—アイブロウライセンス検定正式表記— 「バングアイブロウデザイン検定」

—アイブロウライセンス検定正式表記— 「アイブロウデザイン検定」

3. 禁則事項

カラー変更・変形・影立体化 特殊な表現等はしない